

随意契約内容及び選定理由書

件 名	五反野駅前通り無電柱化詳細設計その3委託（道路整備課委託第4号）																		
履 行 場 所	足立区中央本町二丁目26番から弘道一丁目30番先																		
分類業務区分	委託																		
契 約 期 間	令和 6年 5月 10日 から 令和 7年 3月 19日																		
契約年月日	令和 6年 5月 9日																		
契約金額	¥14,322,000円(税込)																		
予 定 價 格	¥14,331,900円(税込)																		
概 要	<p>電線共同溝詳細設計</p> <table> <tr> <td>設計条件の整理検討</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>平面・縦断線形設計</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>管路部設計</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>特殊部設計</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>地上機器部設計</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>柱状機器搭載柱の仕様検討</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>道路照明設計</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>事務手続き支援業務</td> <td>一式</td> </tr> </table>	設計条件の整理検討	1箇所	平面・縦断線形設計	1箇所	数量計算	1箇所	管路部設計	1箇所	特殊部設計	1箇所	地上機器部設計	1箇所	柱状機器搭載柱の仕様検討	一式	道路照明設計	一式	事務手続き支援業務	一式
設計条件の整理検討	1箇所																		
平面・縦断線形設計	1箇所																		
数量計算	1箇所																		
管路部設計	1箇所																		
特殊部設計	1箇所																		
地上機器部設計	1箇所																		
柱状機器搭載柱の仕様検討	一式																		
道路照明設計	一式																		
事務手続き支援業務	一式																		

契約の相手方	名称 東電タウンプランニング（株） 住所 東京都港区海岸一丁目11番1号
契約相手方の選定理由	<p>密集市街地内である五反野駅前通りの無電柱化詳細設計を円滑に進めるためには、無電柱化に関する高度な知識と経験及び配線計画を独自で設計する技術、迅速な東京電力パワーグリッド株式会社（電線管理者）との調整が必要不可欠である。</p> <p>当該設計は、地域住民の意見を丁寧に組み入れたうえで、契約期間内での円滑な業務遂行が必要となる。過年度に当該地での設計を行った経緯もあり、電線管理者の関連企業の上記事業者は、電線管理者との調整を迅速に行うことができ、設計を期間内に進めることができ唯一の事業者である。</p> <p>以上のことから、本設計委託については、配線計画を独自で設計する技術を備えた、電線管理者の関連企業である上記事業者との随意契約が必要である。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>
担 当 課	都市建設部 道・道路整備課
電話番号	3880-5111(2824)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	竜井堀親水水路管理棟撤去及び水路改修工事（道路整備課工事第9号）
履 行 場 所	足立区弘道二丁目30番先
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 6年 5月 23日 から 令和 7年 3月 13日
契約年月日	令和 6年 5月 22日
契約金額	¥67, 650, 000円(税込)
予 定 價 格	¥68, 434, 300円(税込)
概 要	<p>管理棟撤去工 土工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動化処理土 440 m³ ・埋戻し（第二種改良土） 31 m³ <p>地中障害物撤去工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害撤去置換工法 1式 <p>貯水槽撤去工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路カッタ一切断工 (t=350mm) 21.1m ・端部コア削孔 (φ150) 35m <p>管理棟撤去工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟解体撤去工事（各種設備撤去、運搬処分込）

契約の相手方	名称 徳倉建設（株） 東京支店 住所 東京都港区高輪三丁目19番23号
契約相手方の選定理由	<p>本工事は、東京都第六建設事務所発注で現在施工中の「街路築造工事のうち地盤改良工事（その2）（5六一補138綾瀬新橋）」（以下「地盤改良工事」という。）と接する竜井堀親水水路の管理棟撤去、地下貯水槽の撤去などを行う工事である。</p> <p>本工事は、綾瀬新橋架け替え事業における仮橋整備工事に係るものであり、撤去する地下貯水槽は仮橋の取付道路部に該当し、早期着手、早期完了が求められている。</p> <p>施工範囲及び時期が競合するなか、綾瀬新橋架け替え事業へ影響を及ぼさないためには、本工事及び地盤改良工事を一の工事とみなして、現場管理、施工管理、品質管理を一元化して行うことで、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる地盤改良工事の受注者である上記事業者をおいて他にない。</p>
担 当 課	都市建設部 道・道路整備課
電 話 番 号	3880-5111(2868)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	鋸南自然の家給湯ボイラー改修工事	契約の相手方	名称 (株) 阜月設備 住所 東京都足立区青井二丁目16番1号
履行場所	千葉県安房郡鋸南町大帷子478		(1) 本事業者は、過去に区が所有している別の宿泊施設のボイラー改修工事を受注しており、宿泊施設特有の施工条件を熟知おり、施工時の施設運営への影響を最小限に留めることができる。 (2) 本事業者は、区発注の工事を多数行っている実績があり、短期間で機器の納入から設置までを短期間で確実に行うことができる業者である。
分類業務区分	工事		
契約期間	令和 6年 4月 24日 から 令和 6年 10月 31日		
契約年月日	令和 6年 4月 23日		
契約金額	¥8,745,000円(税込)		
予定価格	¥8,745,000円(税込)		
概要	給湯設備工事 一式 撤去工事 一式	契約相手方の選定理由	
		担当課	施設営繕部 中部地区建設課
		電話番号	3880-5111(3555)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	北千住駅西口広場エレベーター改修その他工事
履 行 場 所	北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番先）
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 6年 6月 11日 から 令和 7年 1月 31日
契約年月日	令和 6年 6月 10日
契約金額	¥56,650,000円(税込)
予 定 價 格	¥56,650,000円(税込)
概 要	工事概要 北千住駅西口エレベーター2号機の準撤去リニューアル工事

契約の相手方	名称 (株) 日立ビルシステム 住所 東京都足立区中川4丁目16番29号
契約相手方の選定理由	本工事は北千住駅西口広場のエレベーター2台のうち1台を改修する工事である。工事費の削減及び工期の短縮や騒音・振動の低減を図るために、三方枠を再利用することが必要であり、既存のエレベーター製造会社しか施工ができない。 当該事業者は保守点検業務も受託している既存のエレベーター製造会社であり、高度な技術を持ち、現場も熟知しているため、指定日までに安全対策も含め効率的に工事を完成することができる。以上のことから、本事業者と随意契約が必要と判断した。
担当課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5709
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	堺川浄化用空気圧縮機改修その他工事	
履 行 場 所	足立区神明一丁目12番6号先	
分類業務区分	工事	
契 約 期 間	令和 6年 7月 16日 から 令和 7年 2月 28日	
契約年月日	令和 6年 7月 12日	
契約金額	¥24,200,000円(税込)	
予 定 價 格	¥24,200,000円(税込)	
概 要	<p>堺川浄化用空気圧縮機改修その他工事</p> <p>(1) 空気圧縮機及び酸素供給装置部品の改修工事 空気圧縮機の更新及び酸素供給装置部品の撤去新設を行う。</p> <p>(2) 試運転調整 主要部品の更新後、試運転及び調整を行う。</p>	
契約の相手方	<p>名称 三菱化工機（株）</p> <p>住所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア東館</p>	
	<p>本工事は、堺川浄化設備の酸素供給装置に欠かせない機器である空気圧縮機の改修を行うものであり、酸素供給装置と一体になって施工を行う必要がある。酸素供給装置は純正部品の使用が必要となり、整備後の点検及び機能確認において、メーカーの目標性能や測定基準があるため、専門性の高い工事である。</p> <p>本事業者は、酸素供給装置設備の製造メーカーであり、高い技術力と信頼がある。また、機能及び状況等を十分熟知しているため、区が求める精度の高い作業を安全かつ短期間で行うことができる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	
	担当課	都市建設部道・安全設備課
	電話番号	3880-5014
	根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	竹の塚保健センター自動制御設備改修工事	契約の相手方	名称 ジョンソンコントロールズ（株） 住所 東京都渋谷区笹塚一丁目50番1号
履 行 場 所	足立区西竹の塚一丁目11番2号エミエルタワー竹の塚2階		竹の塚保健センターは、空調換気設備、給排水設備の運転監視を行う自動制御設備が設置されている。本工事は、既存システム内の一部を更新するものであり、他メーカーのシステムや制御機器を取り付けると、システム全体で誤作動、稼働停止等の不具合が発生するため、混在することが不可能である。
分類業務区分	工事		当該事業者は、本施設に導入している自動制御設備の製造メーカーであり、システム全体の保守点検も行うことできる唯一の事業者である。
契 約 期 間	令和 6年 7月 1日 から 令和 7年 2月 28日		上記理由により、本工事は、当該事業者でなければ行うことができないため、随意契約を行う必要があると判断した。
契約年月日	令和 6年 6月 28日		
契約金額	¥53,900,000円(税込)		
予 定 價 格	¥53,900,000円(税込)		
概 要	自動制御設備工事 既設制御盤の入出力モジュール通信カード、ベースボード、制御コントローラ、ファンコイルコントローラの更新及び盤改造、既設中央監視装置のデータベース変更を行う。また、制御機器類の更新に伴う、調整作業を実施する。	契約相手方の選定理由	
		担当課	施設営繕部 西部地区建設課
		電話番号	3880-5111(2953)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	大谷田住区センター風除室増築工事計画通知申請等業務委託
履 行 場 所	足立区大谷田一丁目1番2-101号
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 7月 4日 から 令和 7年 1月 17日
契約年月日	令和 6年 7月 3日
契約金額	¥3,071,488円(税込)
予 定 價 格	¥3,072,300円(税込)
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・風除室増築をするにあたり建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書類の作成及び提出業務 ・上記工事終了後の建築基準法第18条第16項の規定による完了通知の作成、提出及び検査立会業務 ・工事完了までの工事監理業務 ・上記に付随する協議等一式

契約の相手方	名称 (株) カトウ建築事務所 東京事務所 住所 東京都中央区湊二丁目2番5号
契約相手方の選定理由	当該施設は、独立行政法人都市再生機構が管理する建物の中に併設している。そのため、風除室増築工事を行うにおいて、独立行政法人都市再生機構との綿密な協議調整が必要である。上記設計事務所は、一昨年度の大谷田住区センター大規模改修工事設計委託を受託し、改修工事設計及び増築工事設計を行ったため、本業務に必要なデータをすべて保有している。また、現場の状況も詳細に把握している事から、東京都都市整備局へ建築基準法第18条第2項の規定による計画を通知するにあたり、他の業者に委託するよりも委託費及び設計工期を大幅に軽減する事が可能となる。また、同時に建築基準法第18条第2項の規定による計画通知の前に申請が必要なこともあり、過去に当該施設の建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定手続きを行った経緯のある上記事業者であれば、期限の限られた中で、迅速かつ正確な業務遂行も可能である。以上のことから、上記事業者と契約することで工期の短縮、経費の節減が達成できるため、随意契約を依頼する。
担 当 課	施設営繕部 東部地区建設課
電話番号	3880-5111(2876)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	東綾瀬公園温水プールドーム改修工事（一期）	契約の相手方	名称 (株) 横河システム建築 住所 千葉県船橋市山野町47番地1
履 行 場 所	足立区東綾瀬三丁目4番1号		東綾瀬公園温水プールの特徴的なドーム状の可動式屋根は、上記事業者の独自製品が採用されている。築30年以上を経過し、独自製品である可動式屋根について温水プールという施設の特性上ドーム状の屋根の鉄骨部材や可動式屋根の車輪が発錆し、塗装の剥落や車輪の不具合が発生している状況が確認されている。
分類業務区分	工事		施設の構造上重要な鉄骨部材の塗装改修やボルト等の鉄骨部材交換、可動式屋根の車輪交換、車輪レールの調整が必要な状態であり、可動式屋根の機構等、独自の技術を駆使した建物の特性を熟知している当該事業者でなければ一体的な工事ができない。
契 約 期 間	令和 6年 8月 2日 から 令和 7年 2月 28日		本件は、一期工事として発錆したドーム屋根から錆がプールに落ちることを防ぎ、ドーム自体の構造上の安全性担保のために、ドーム鉄骨部の塗装及び部材交換を行うこととした。
契約年月日	令和 6年 8月 1日		上記理由により、当該事業者にて特命随意契約にて補修工事をすることが必要と判断した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
契約金額	¥84,700,000円(税込)		
予 定 價 格	¥84,975,000円(税込)		
概 要	1. プールドーム鉄部塗装工事 一式 2. プールドーム鉄骨部材補修工事 一式	契約相手方の選定理由	
			担当 課 施設営繕部 東部地区建設課 電話番号 3880-5111(2873)
			根拠規定 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	栗原北小学校職員室空調機更新工事
履 行 場 所	足立区栗原四丁目25番9号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 6年 6月 4日 から 令和 6年 8月 30日
契約年月日	令和 6年 6月 3日
契約金額	¥3,640,930円(税込)
予 定 價 格	¥4,940,100円(税込)
概 要	<p>1 機器設備工事 1階職員室の空調機を更新する。 屋外機用機械基礎及び防護フェンスを設置、天井材の撤去復旧等を行う。</p> <p>2 配管設備工事 空調機設置に伴い、付帯する冷媒管、ドレン管、内外連絡配線、リモコン配線を更新する。</p> <p>3 電気設備工事 屋外機への電源配管配線、手元開閉器の取替、FF暖房機用コンセントの移設を行う。</p> <p>4 撤去工事 既設機器、配管配線、保温、天井材（石綿含有）を撤去し、適正処分を行う。</p>

契約の相手方	名称 富士文化電機（株） 住所 東京都足立区東伊興二丁目1番10号
契約相手方の選定理由	<p>(1) 本事業者は区内学校施設での工事実績が多数あり施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある。</p> <p>(2) 学校工事の進め方を良く把握しており、児童や教職員の安全を確保し、学校運営及び施設への影響を最小限にとどめて施工を行うことができる。</p> <p>(3) 工期が限られる緊急工事に対応できる技術力と社内施工体制を持つ事業者である。迅速かつ柔軟に施工を行う事が可能なため、工事を工期までに確実に完了させることができる。</p>
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2953)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	青井中学校体育館屋根雨漏り改修工事
履 行 場 所	足立区青井四丁目19番1号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 6年 5月 16日 から 令和 6年 9月 20日
契約年月日	令和 6年 5月 15日
契約金額	¥44,000,000円(税込)
予 定 價 格	¥44,000,000円(税込)
概 要	1) 体育館屋根改修工事 一式 2) 体育館床塗装改修工事 一式

契約の相手方	名称 (株) OKAPEN 住所 東京都足立区保木間一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	(1) 本工事は早急に完了させる必要がある。確実かつ迅速な施工をするために必要な技術者が所属しており、施設利用者の安全を確保しつつ、施設運営への影響を最小限にとどめて早期に施工することができる事業者である。 (2) 屋根の構造や施設の実状をよく把握していることに加え、施工体制、技術力も高く、迅速な判断を要する緊急工事を確実かつ安全に完了させることができる事業者である。 (3) 本事業者は区内公共施設での工事実績が多数あり、施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある。
担 当 課	施設営繕部 東部地区建設課
電話番号	3880-5111(2871)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	興本扇学園東校舎プール缶体改修工事	契約の相手方	名称 (株) 山陽工業 住所 東京都足立区竹の塚六丁目 25 番 30 号
履 行 場 所	足立区扇三丁目 22 番 1 号	契約相手方の 選定理由	(1) 本事業者は期限の限られた緊急工事となる本工事に対応できる施工体制があり、迅速に施工を進める事で工事を工期内に確実、安全に完了させることができる。 (2) 本事業者は学校工事の実績が多数あり、工事による学校運営や施設への影響も熟知している。施工状況も良好であり、児童等の安全を確保しつつ、学校運営、施設への影響を最小限にとどめて施工することができる。 (3) 本事業者は、既に学校依頼により、現場調査を行っている経緯があり、工事個所の特定もできているため、工事に早急に取り掛かることが可能である。
分類業務区分	工事		
契 約 期 間	令和 6年 6月 18日 から 令和 6年 8月 30日		
契約年月日	令和 6年 6月 17日		
契約金額	¥10,780,000円(税込)		
予 定 價 格	¥11,188,100円(税込)		
概 要	1 プール缶体改修工事 一式 2 その他関連工事 一式		
		担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
		電 話 番 号	3880-5111(2935)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン関原空調設備設置工事	
履 行 場 所	足立区関原二丁目10番10号	
分類業務区分	工事	
契 約 期 間	令和 6年 8月 1日 から 令和 6年 10月 31日	
契約年月日	令和 6年 7月 31日	
契約金額	¥5,471,950円(税込)	
予 定 價 格	¥6,036,800円(税込)	
概 要	<p>1. 空調設備工事 空調機の一時撤去・再取付それに伴う配管の新設を行う。</p> <p>2. 電気工事 空調機の一時撤去・再取付それに伴う電気配管の新設を行う。</p> <p>3. 撤去工事 上記工事に伴う撤去工事一式を行う。</p>	
契約の相手方	名称	玉紘工業（株）
	住所	東京都足立区谷中一丁目1番17号
	選定理由	<p>(1) 緊急工事となる本工事は、厳しい工期の中で、迅速かつ確実な対応が必要となる。本事業者は、当該施設改修工事の経験があり、当該施設の構造を熟知しているため、工事箇所の調査等の時間をかけることがない。また、過去の実績より確かな技術と施工体制も持ち合せていることも認められ、迅速かつ確実な対応ができる唯一の事業者である。</p> <p>(2) 本事業者は、施設運営中の工事方法について熟知しており、施設利用者等の安全を確保しながら、施設運営への影響を最小限にとどめて施工できる事業者である。</p>
契約相手方の選定理由	担当課	施設営繕部 西部地区建設課
	電話番号	3880-5111(2951)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当	

随意契約内容及び選定理由書

件 名	江北小学校給食場排水管改修工事	
履 行 場 所	足立区江北四丁目21番1号	
分類業務区分	工事	
契 約 期 間	令和 6年 7月 22日 から 令和 6年 11月 29日	
契約年月日	令和 6年 7月 19日	
契約金額	¥3,432,000円(税込)	
予 定 價 格	¥3,432,000円(税込)	
概 要	(1) 漏水が発生した給食場系統の排水管の改修、ピット内の汚泥除去を行う。	
契約相手方の 選定理由	(1) 本事業者は漏水箇所の特定及び修繕のため学校手配により現地調査と応急対応を行った業者であり、現場状況を把握している。 (2) 給排水設備の新築工事を担当した業者であるため、当該小学校の給排水設備全体を熟知しており学校運営への支障を最小限にとどめて短期間かつ確実に施工を行うことができる。 (3) 本事業者は区内学校施設での工事実績が多数あり、施工状況も良好であるなど十分な信頼と工事実績がある。工期が限られる緊急工事に対応できる技術力と、社内施工体制を持つ事業者である。	
	担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
	電 話 番 号	3880-5111(2951)
	根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	五反野駅前通り無電柱化実施設計その1委託（道路整備課委託第20号）
履 行 場 所	足立区足立四丁目38番から弘道一丁目13番先
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 11月 7日 から 令和 7年 3月 21日
契約年月日	令和 6年 11月 6日
契約金額	¥11,836,000円(税込)
予 定 價 格	¥11,844,800円(税込)
概 要	電線共同溝実施設計 設計条件の整理検討 1箇所 平面・縦断線形設計 1箇所 数量計算 1箇所 管路部設計 1箇所 特殊部設計 1箇所 概算工事費 一式 施工計画 1箇所 事務手続き支援業務 一式 水路構造物撤去設計 一式 構造物等の施工効率検討 一式 東武鉄道との近接協議資料作成 一式

契約の相手方	名称 東電タウンプランニング（株） 住所 東京都港区海岸一丁目11番1号
契約相手方の選定理由	<p>密集市街地内である五反野駅前通りの無電柱化詳細設計を円滑に進めるためには、無電柱化に関する高度な知識と経験及び配線計画を独自で設計する技術、迅速な東京電力パワーグリッド株式会社（電線管理者）との調整が必要不可欠である。令和4年度に上記事業者に詳細設計を依頼するも、設計後に、区道下に水路構造物が存在することが確認され、施工するためには、詳細設計の修正が必要となった。</p> <p>電力の配線計画は、東京電力パワーグリッド株式会社（電線管理者）のみが設計することができるため、電線管理者の関連企業である上記事業者は、他者より調整期間を短縮することができる。また、当該地の詳細設計を行った経緯もあり、地下埋設管の移設計画を熟知している。以上のことより事業工程に影響が出ないように修正設計を円滑にかつ迅速に遂行することができる唯一の事業者であるため、随意契約を依頼する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>
担 当 課	都市建設部 道・道路整備課
電話番号	3880-5111(2824)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	しまねっ子学童保育室空調設備改修工事	契約の相手方	名称 産栄空調（株） 住所 東京都足立区新田二丁目4番21号
履 行 場 所	足立区島根三丁目28番11号		
分類業務区分	工事		
契 約 期 間	令和 6年 8月 23日 から 令和 7年 1月 31日		
契約年月日	令和 6年 8月 22日		
契約金額	¥3,795,000円(税込)		
予 定 價 格	¥4,189,900円(税込)		
概 要	<p>1. 空調設備工事 空調機、配管、配管保温の新設を行う。</p> <p>2. 電気工事 空調改修に伴う電源線、リモコン配線の新設を行う 。</p> <p>3. 建築工事 空調改修に伴う天井の撤去復旧を行う (照明器具の一時取り外し・再取り付け含む)。</p> <p>4. 撤去工事 上記工事に伴う撤去工事一式を行う。</p>	契約相手方の選定理由	<p>(1) 緊急工事となる本工事は、厳しい工期の中で、迅速かつ確実な対応が必要となる。本事業者は、公共工事が集中する当該期間の中で、確かな技術と施工体制で、本工事の対応が可能な事業者である。</p> <p>(2) 本事業者は、施設運営中の工事方法について熟知しており、施設利用者等の安全を確保しながら、施設運営への影響を最小限にとどめて施工できる事業者である。</p> <p>(3) 本事業者は区内施設での工事実績が多数あり、施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある。</p>
		担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
		電 話 番 号	3880-5111(2951)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	入谷南中学校屋外給水設備改修工事
履 行 場 所	足立区入谷一丁目24番1号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 6年 10月 30日 から 令和 7年 1月 31日
契約年月日	令和 6年 10月 29日
契約金額	¥14,949,000円(税込)
予 定 價 格	¥15,009,500円(税込)
概 要	給水設備工事：外流し・水栓柱系統の屋外給水設備の改修を行う。 撤去工事：既存水栓柱・仮設配管等の撤去を行う。

契約の相手方	名称 やんま（株） 住所 東京都足立区鹿浜二丁目3番7号
契約相手方の選定理由	(1) 本事業者は、学校手配により漏水箇所特定を行った事業者であり、当該中学校の給水設備及び現場状況を熟知しており、学校運営への影響等を最小限にとどめ、かつ期限の限られた緊急工事に迅速に施工対応可能な唯一の事業者である。 (2) 本事業者は、過去の区内学校施設での工事実績が多数あり、施工状況も良好である等信頼がある。
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2953)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	高野小学校跡地スポーツ施設新築工事工事監理等業務委託
履 行 場 所	足立区江北五丁目4番
分類業務区分	工事監理
契 約 期 間	令和 6年 12月 25日 から 令和 8年 3月 13日
契約年月日	令和 6年 12月 24日
契約金額	¥25, 080, 000円(税込)
予 定 價 格	¥25, 158, 100円(税込)
概 要	<p>委 託 概 要 工事監理対象工事件名 1. 高野小学校跡地スポーツ施設新築工事</p>

契約の相手方	名称 (株) 土屋建築研究所 住所 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号 新宿グリーンタワービル21F
契約相手方の選定理由	<p>高野小学校跡地スポーツ施設新築工事は、施工する事業者と既に仮契約を締結している。12月上旬の議会の議決を持って、本契約となった場合には、1月からの現場作業を円滑に進めるためにも、工事監理者が、速やかに関係機関との調整や、安全管理、工法の検討等を現場作業前に行う必要がある。</p> <p>本工事監理委託は、入札を実施したが、希望者が標記事業者のみとなり不調となっている。現場作業開始までの期間は限られており、調整や検討を速やかに実施し、安全・円滑かつ適切な施工を確保するためには、設計意図や全体計画を熟知した、本工事の設計者である標記事業者が工事を監理しなければ、上記期間内に工事作業開始することは不可能である。</p>
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電 話 番 号	3880-5111(2945)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	旧小溜井排水場堺川浄化設備配管改修工事	契約の相手方	名称 やんま（株） 住所 東京都足立区鹿浜二丁目3番7号
履 行 場 所	足立区神明一丁目12番6号先		次により本業者を推薦する。 (1) 当該事業者は、堺川浄化への影響を考慮し、早急に施工が必要な当該工事を、工期内に早急かつ確実に行うことを可能とする技術力及び組織体制を合わせ持つ事業者である。 (2) 当該事業者は、区内施設の給排水設備の改修等、工事実績が多数あり、別発注のウッドデッキ改修工事との調整が必要な本工事において、他事業者との円滑な調整のもと、工期内に施工することが可能である。 (3) 区内事業者である当該事業者は、施工中の緊急対応についても、早急に対処することが可能である。
分類業務区分	工事		
契 約 期 間	令和 7年 1月 23日 から 令和 7年 3月 7日		
契約年月日	令和 7年 1月 22日		
契約金額	¥5,698,000円(税込)		
予 定 價 格	¥5,698,000円(税込)		
概 要	旧小溜井排水場 堀川浄化設備配管改修工事 (1) 既設配管及び付属品の撤去 (2) 新設配管及び付属品の敷設	契約相手方の選定理由	
		担当課	都市建設部道・安全設備課
		電話番号	3880-5014
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	加平小学校体育館床改修工事	契約の相手方	名称 (株) 似鳥工務店 住所 東京都足立区西伊興三丁目 2 番 24 号
履 行 場 所	足立区六町三丁目 3 番 11 号	契約相手方の 選定理由	(1) 新築工事を請け負った事業者であり、現場の状況を詳細に把握している事から、他の業者よりも工事費及び工事期間を大幅に軽減する事が可能である。また、施工体制、技術力も高く、迅速な判断を要する緊急工事を確実かつ安全に完了させることができる事業者である。 (2) 本工事の施工は、限られた工期の中で完了させる必要がある。工期内での確実かつ迅速な施工をするために必要な技術者を有している事業者である。
分類業務区分	工事		(3) 本事業者は区内公共施設での工事実績が多数あり、施設利用者の安全を確保しつつ、施設運営への影響を最小限にとどめて早期に施工することができる事業者である。施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある
契 約 期 間	令和 7年 1月 22日 から 令和 7年 3月 31日		
契約年月日	令和 7年 1月 21日		
契約金額	¥19,965,000円(税込)		
予 定 價 格	¥19,998,000円(税込)		
概 要	(1) 体育館改修工事 ・体育館内部床シート張り ・体育館内部舞台床シート張り ・体育館内部ライン引き (2) その他上記工事に伴う撤去補修等の工事		
		担 当 課	施設営繕部 東部地区建設課
		電 話 番 号	3880-5111(2874)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当